

(別紙1)

防府市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山口県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び防府市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、やまぐち移住就業支援事業、やまぐち移住就業支援（専門人材）事業、やまぐちテレワーク移住等支援事業、やまぐち創生テレワーク移住支援事業、山口県移住支援事業補助金（創業）の実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に防府市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 山口県移住支援事業補助金（創業）及び創業支援事業の実施要領に基づく創業補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に防府市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額